

(別紙様式第1号)

特用林產生産計画認定(変更)申請書

年 月 日

市町村長 様

申請者住所

氏名

年 月 日生 (歳)

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条1の規定に基づき、特用林產生産計画の認定を申請します。

特用林产生産計画							
就業地				生産經營開始日	年 月 日		
就業形態 (該当する形態に 全て レ印)		<input type="checkbox"/> 新規で、きのこ生産經營を開始 <input type="checkbox"/> 親元就農により生産開始 <input type="checkbox"/> 夫婦就業					
きのこの施設規模、 年間収入及び稼働 ホダ木本数の現状 及び目標			現状	目標(5年後)			
		施設規模		m ²	m ²		
		年間収入		千円	千円		
		稼働ホダ木本数		本	本		
品目別 經營目標	きのこ品目名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目*	
		ホダ木本数(本)					
		当年植菌原木数(本)					
		生産量(Kg)					
		ホダ木本数(本)					
		当年植菌原木数(本)					
		生産量(Kg)					
		ホダ木本数(本)					
		当年植菌原木数(本)					
		生産量(Kg)					
出荷先							

*経営に要する稼働ホダ木本数が、5年目には1500本以上となること。(毎年春植菌後の有効ホダ木保有本数を記載。)

家族 経営 の構成	氏名	年齢	代表者との続柄	現状		見通し						
				担当業務	年間従事日数(日)	担当業務	年間従事日数(日)					
雇用者	常時雇用(年間)		実人数	現状	人	見通し	人					
	臨時雇用(年間)		実人数	現状	人	見通し	人					
			延べ人数	現状	人	見通し	人					
技術・知識の習得状況	研修先等の名称		所在地		専攻・営農部門							
	研修等期間		年月～年月									
	研修内容等											
	活用した補助金等											

(備考)

- 夫婦が共同で特用林生産計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。
- 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 就業時の就業地等
 - 「就業地」欄には、就業地の市町村名を記載する。
 - 「生産經營開始日」欄には、生産經營を開始した年月日を記入する。
 - 「就業形態」欄には、該当する就業形態の□内にレ印を付す。
 - 「施設規模、年間所得及び稼働ホダ木本数の現状と目標」欄には、計画作成時における現状と将来（生産開始5年後）の生産經營の目標を記載する。
 - 「品目別經營目標」欄は、きのこの種類毎に「ホダ木本数」、「生産量」について、5年間の目標値を記載する。
 - 「出荷先」欄には、主な出荷先について記載する。
- 「家族経営の構成」欄には、家族経営に携わる者の担当業務及び年間従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。
 - 「氏名」欄に、代表者以外の者にあっては、經營に携わる者の氏名を記載する。
 - 「代表者との続柄」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、代表者を基準とした続柄を、それぞれ記載する。
 - 年間従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

- 5 「雇用者」欄には、雇用を計画されている場合の「常時雇用」、「臨時雇用」別に現状と将来（生産開始後おおむね5年後）の雇用見通しについて記載する。
- 6 「技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
 - ア 林業高校、林業者研修教育施設（道府県林業大学校）、民間研修教育施設等における教育・研修を記載する。
 - イ 先進きのこ栽培農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の法人等名を記載する。
 - ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

(別紙様式第2号)

第 号
年 月 日

農林事務所長 様

市町村長

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書の承認について（協議）

年 月 日付けで特用林產生産計画（変更）認定申請がありましたので、新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第6条1の規定に基づき新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書（別紙様式第3号）を別紙のとおり作成しましたので、生産計画の認定について協議します。

記

就業形態	<input type="checkbox"/> 新規きのこ生産経営者	人
	<input type="checkbox"/> 親元就業者	人
	<input type="checkbox"/> 夫婦就業者	人

※ 特用林產生産計画認定（変更）申請書（別紙様式第1号）の写し添付

(別紙様式第3号)

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書（実績書）

市町村名：

(1) 新規きのこ生産者就業定着給付金の給付計画（実績）

○○年度給付対象者数			
	給付金額	内訳	
		県費	市町村費
独立就業者	人		
	千円	千円	千円
親元就業者	人		
	千円	千円	千円
夫婦就業者	人(組)		
	千円	千円	千円
計	人(組)		
	千円	千円	千円

(2) 給付対象者ごとの給付計画

氏名	就業区分	給付金額	給付予定期間 (計画承認日から1年間)
	独立・親元・夫婦	千円	年月日から年月日
	独立・親元・夫婦	千円	年月日から年月日

1 給付ごとに記載し、夫婦就業の場合、氏名欄は併記。不足する場合は行を追加すること。

(別紙様式第4号)

新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画 (変更)審査結果通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

農林事務所長

年 月 日付けで提出のあった新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画については、審査の結果、(変更)申請書のとおり承認したので(不認定としたので)新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第7条1に基づき通知します。

第 号
年 月 日

市町村長 様

農林事務所長

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった新規きのこ生産者就業定着給付金事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
（総 事 業 費	円）
補 助 金 の 額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領（令和2年4月10日付け県流第33号林政部長通知。以下「要領」という。）及びその他関係通知に従わなければならない。
- 5 補助金交付の条件は、前記4に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (4) また、補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならぬ。

- (6) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならない。
- ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、上記の各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の間接補助事業者について当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- ウ イによる報告は、別記様式により、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、該当補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、翌年度の6月15日までに報告するものとする。
- (7) 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(別紙様式第6号)

新規きのこ生産者就業定着給付金給付申請書

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条3の規定に基づき新規きのこ生産者就業定着給付金の給付を申請します。

給付期間	年 月 日	～	年 月 日
特用林產生産計画の認定番号	年 月 日 第 号		
給付申請額	0	0	0
新規就農者育成総合対策事業費補助金の就業準備資金及び経営開始資金の交付有無	<input type="checkbox"/> 交付を受けている (<input type="checkbox"/> 交付期間中 <input type="checkbox"/> 交付期間外) <input type="checkbox"/> 交付を受けていない		
生活費の確保を目的とした他の事業による給付(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付を受けている <input type="checkbox"/> 給付を受けていない		

給付金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所		出張所		
	金融機関コード								
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号				
	郵便局	記号			(当座)番号				
口座名義人	(ふりがな) 氏名								

添付書類

- 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)その他市町村の求める書類

(別紙様式第7号)

令和 年度 新規きのこ生産就業定着給付金給付決定通知書

第 号
年 月 日
様

市町村長

年 月 日付けで申請のあった新規きのこ生産就業定着給付金については、新規きのこ生産就業定着給付金事業実施要領（以下「実施要領」という。）第6条3に基づき、次のとおり給付を決定したので通知します。

記

1. 給付金額 円

2. 遵守事項

- (1) 給付期間中及び給付期間終了後4年間は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況報告（別紙様式第13号）を補助事業者に提出すること。
- (2) 給付期間中及び給付期間終了後4年以内に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第15号）を補助事業者に提出すること。
- (3) 生産計画を廃止する場合は廃止届（別紙様式第8号）を、中止する場合は中止届（別紙様式第9号）を提出すること。
- (4) 給付申請に関する証拠書類は、給付金の給付が完了した年度の終了の翌日から起算して5年間保管しなければなりません。

3. 給付金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、受給した給付金を、実施要領第5条7に基づき、返還しなければなりません。

- ア 要領第3条の要件を満たさなくなった場合。
- イ 廃止届を提出した場合。
- ウ 中止届を提出した場合。ただし、補助事業者が中止をやむを得ないと認め、中止から1年内に再開する場合を除く。
- エ 要領第5条6（1）の報告を行わなかった場合。
- オ 要領第6条5の就業状況の現地確認等により、計画どおりの生産経営を行っていないと補助事業者が判断した場合。
- カ 要領第8条2に定める所長が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- キ 虚偽の申請等を行った場合。

(別紙様式第 8 号)

廃止届

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 5 条 4 の規定に基づき廃止届を提出します。

廃止日	年 月 日
廃止理由	

(別紙様式第9号)

休止届

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条5(1)の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

(別紙様式第10号)

再開届

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条5(2)の規定に基づき再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
再開日	年 月 日

(別紙様式第11号)

就業状況報告
○年度 前半・後半(○～○月分)

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条6(1)の規定に基づき就業状況報告を提出します。

1. 就業時期

		年 月 日就業開始 (年か月)

2. 経営規模等

経営地	区分	面積(a)
	所有地	
	借入地	

原木きのこの種類	施設面積(a)・稼働ホダ木本数等
合 計	

3. 就業状況

家 族 労 働 力	氏 名	年齢・続柄等	従事日数

雇用労働力	(人・日)	

4. 生産実績

生産			
	品目	生産量 (Kg)	売上実績(円)

5. 計画達成に向けた今後の課題

--

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し
 2. 通帳及び帳簿の写し
 3. 施設及び主要な機械の一覧等の写し

(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している施設等の写しは省略することが出来る。)

別添1
作業日誌

(別紙様式第11号の2)

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金就業状況報告

第 号
年 月 日

農林事務所長 様

市町村長

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領（令和2年4月10日付け県流第33号林政部長通知）第6条5（2）の規定に基づき報告します。

記

新規きのこ生産者就業定着給付金受給者の就業状況

報告年度 令和〇年度（対象：令和〇～〇年度受給者）			
受給者氏名	給付年度	就業状況（該当に〇）	
	就業形態（該当に〇）	就業状況	報告時期
	年度	（ ）就業を継続	（ ）上半期（7月）
	独立就業・親元就業・夫婦就農	（ ）中止または休止中	（ ）下半期（1月）
	年度	（ ）就業を継続	（ ）上半期（7月）
	独立就業・親元就業・夫婦就農	（ ）中止または休止中	（ ）下半期（1月）
	年度	（ ）就業を継続	（ ）上半期（7月）
	独立就業・親元就業・夫婦就農	（ ）中止または休止中	（ ）下半期（1月）
	年度	（ ）就業を継続	（ ）上半期（7月）
	独立就業・親元就業・夫婦就農	（ ）中止または休止中	（ ）下半期（1月）

(別紙様式第12号)

住 所 等 変 更 届

年 月 日

市 町 村 長 様

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条6(2)の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他 ()
変更後	氏名 住所 電話番号 その他 ()

(別紙様式第13号)

返還免除申請書

年　月　日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条8の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

※添付書類：申請理由を証明する書類等（罹災証明書、医者の診断書等）

(別紙様式第14号)

返還免除決定（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

市町村長

年 月 日付けで申請のあった新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第6条6の規定に基づき、承認（不承認と）したので通知します

(別紙様式第15号)

第 号
年 月 日

市町村長 様

農林事務所長

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事 業 名 新規きのこ生産者就業定着給付金事業

2 確定補助金額 金 円

(別紙様式第16号)

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業実績総括表

【農林事務所名 : 】

市町村	受給者氏名	きのこ品目	稼働ホダ木本数	生産額 (千円)	給付金額(千円)	
					県補助金	市町村費